

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化：査証の制限等について

1 4月1日、国家安全保障会議により、「水際対策強化に係わる新たな措置」が決定されました。本件措置は、諸外国での新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、各国とも足並みを揃えつつ、水際対策の実施を含め、更なる感染拡大を防止すべく、積極的な措置を講ずる観点から実施するものです。

2 本件措置の中には、以下のとおり査証の制限等の措置が含まれています。これらの措置は、4月3日午前0時（日本標準時）から運用が開始され、4月末日までの間、実施します（この期間は更新され得ます。）。

(1) 4月2日までに、在アルゼンチン日本国大使館で発給された一次・数次査証の効力の停止

3 本件措置により、以下の方は4月3日午前0時（日本標準時）以降、日本に入国できなくなります。

(1) 4月2日までに在アルゼンチン日本国大使館で発給された一次・数次査証に基づき日本へ入国しようとする方

(2) 日本国が査証免除措置を停止したアルゼンチン共和国の旅券所持者で日本の査証を取得せずに日本へ入国しようとする方

4 今回の査証の制限等に関する措置に係る最新情報については、随時、外務省や在外公館のホームページに掲載いたします。本件措置の対象国から日本への渡航を検討されている方は、随時確認するようお願いいたします。

5 また、4月3日午前0時（日本標準時）から、国籍を問わず全ての入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないよう要請する措置も取られます。日本への入国・帰国を検討されている方は充分ご注意ください。